

平成31年 第3回浅口市農業委員会議事録

平成31年3月14日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。
召集委員は次のとおり

農業委員9名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
3	友田陽勝	出	金光2	鍋谷恒久	出
5	古川秀昭	出	金光2	安田文彦	出
6	佐藤和博	出	金光3	友田一美	出
7	西本健次	出	金光3	菰口清司	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	吉川孝之	出
10	山下康朗	出	鴨方1	田淵義正	出
11	渡辺豊	出	鴨方2	横山栄治	出
12	齋藤孝実	欠	鴨方2	西山富雄	出
13	岡田直樹	出	鴨方3	高井基次	出
			鴨方3	山下眞治	出
			寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 平本 仁至 書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議事

- 議案第 8号 農地法第3条関係
- 議案第 9号 農地法第4条関係
- 議案第10号 農地法第5条関係
- 議案第11号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

- 報告第 5号 農地法第5条関係
- 報告第 6号 農地法第18条関係
- 報告第 7号 利用目的の変更

日程第5 その他

開会（午後1時26分）

議長

それでは、風の強い中、寒い中、お集まりをいただきありがとうございます。三寒四温で、きょうも朝起きてみましたら、水槽に氷が張るぐらい冷え取りました。先日、私犬を散歩させましたら、朝早くカラスが2号線のところへ、ガードレールから木のほうへいっぱいとまって、パトカーが来まして川の中をのぞいたりしょうりしました。その後、ニュースを見ていたら、佐賀県のほうでは1万羽の渡りカラスが来とるといふ被害も出ておるといふニュースをやっていました。こちらでも毎年、うちの近くでも渡りカラスが来て、桃がほとんどやられようたり、こういう動物等、鳥等による被害がふえております。3日前も回っておりましたら、生石のほうでも、もう道のほとりへ鉄の柵をしており、イノシシが出るんだということをおっしゃっていました。これから春になってきますとイノシシ等による被害もふえてくるだろうと思っております。そういうことも考慮に入れながら、農業に取り組んでいかんとはいけないかと思っております。

それでは、これから農業委員会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、これより平成31年第3回浅口市農業委員会を開催いたします。

日程第1、会期の決定について。

会期は本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第2、議事録署名委員の指名について。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において8番虫明委員、13番岡田委員を指名します。

日程第3、議事に移ります。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、681番の件について、事務局からお願いします。

事務局

失礼します。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成31年3月14日提出。

番号681の1、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積422平方メートル。

番号681の2、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積598平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町六条院中、83歳、農業。譲り渡し人は、岡山市北区平野、69歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 この件につきましては、私の担当地区ですので説明をさせていただきます。

場所につきましては、山陽高校の北側の2号線のエネオスというガソリンスタンドがありますが、そこより北200メートルの場所にございます。譲り渡し人の実家はすぐその近くでして、親から分け地としてもらっておりましたが、当時より譲り受け人が耕作をしており、現在もその耕作が続いております。譲り渡し人が管理できないということで譲り受け人が買ったということでございます。別に問題ないと思いません。よろしくご審議をお願いします。

委員 ただいま説明いたしました。質疑はありませんか。

議 長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、681番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、682番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

失礼します。番号682の1、土地の所在地、金光町大谷。登記地目、田。現況地目、畑。面積470平方メートル。

番号682の2、土地の所在地、金光町大谷。登記地目、田。現況地目、畑。面積244平方メートル。

番号682の3、土地の所在地、金光町大谷。登記地目、田。現況地目、畑。面積207平方メートル。

番号682の4、土地の所在地、金光町大谷。登記地目、田。現況地目、畑。面積32平方メートル。

譲り受け人は、金光町大谷、79歳、農業。譲り渡し人は、金光町大谷、49歳、造園業。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

この土地は唐船から農免道が勇崎の谷に入っていったら、その途中、弁天池という池、もう一つ西のほうにも池があるんですけど、その池のちょうど南手のところで、現状は地上げをして畑、植木を植えるところです。別に問題がないと思いません。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、682番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、684番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。番号684の1、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積354平方メートル。
 番号684の2、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積744平方メートル。
 譲り受け人は、鴨方町六条院西、70歳、農業。譲り渡し人は、埼玉県さいたま市桜区、70歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。
 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
 以上です。

議 長 684番の件につきまして、私の担当ですので説明をさせていただきます。
 場所につきましては、現在工事中の2号線バイパスの鴨方インターのすぐ横と、それより北約50メートルの2カ所でございます。譲り渡し人は、もと鴨方に住んでおりましたが、ご主人も亡くなり娘の家のほうに転居をいたしました。農地も管理し切れないということで、譲り受け人に買ってもらったということです。現在、もう耕うんされておりまして、農業の準備もできております。問題ないと思います。よろしくご審議のほうをお願いします。
 ただいま説明しました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、684番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、691番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。番号691の1、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積564平方メートル。
 番号691の2、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積239平方メートル。
 譲り受け人は、鴨方町みどりヶ丘、67歳、農業。譲り渡し人は、総社市富原、65歳、無職ほか2名及び岡山市南区並木2丁目、72歳、無職ほか1名。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。
 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、

通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

この土地は加茂池団地のちょうど南、真ん中のところの南の山裾の土地になります。特に問題はないと思います。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、691番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、692番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。番号692の1、土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、畑。面積264平方メートル。

番号692の2、土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、畑。面積500平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町六条院中、70歳、自営業兼農業。譲り渡し人は、倉敷市玉島柏島、73歳、会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番虫明です。

現地は、鴨方西小学校から大体西へ400メートルぐらいの小高い丘の上にあります。今、玉島から30分ほどかけて管理に來れとんですけれども、だんだん年をとる30分もかけてくるのが難しいからということで、誰か耕作をしてくれる人がいないか探してる中で、こういう話がまとまったということです。特に問題ありませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、692番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、693番の件について、事務局から説明をお願いします。

失礼します。番号693の1、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積329平方メートル。

番号693の2、土地の所在地、金光町佐方。登記地目、畑。現況地目、田。面積373平方メートル。

番号693の3、土地の所在地、金光町佐方。地目、畑。面積167平方メートル。

番号693の4、土地の所在地、金光町佐方。登記地目、宅地。現況地目、畑。面積35平方メートル。

番号693の5、土地の所在地、金光町佐方。地目、畑。面積69平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町六条院中、70歳、自営業兼農業。譲り渡し人は、笠岡市二番町、66歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 3番友田です。

こちらのほうの土地は佐方のアサヒメッシュのちょうど東手になります。譲り渡し人も笠岡に引っ越してしまったんで、もう所有権を渡してしまうということで話を聞いております。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、693番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、694番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

失礼します。番号694、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積90平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、65歳、パート兼農業。譲り渡し人は、鴨方町鴨方、81歳、パート兼農業。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

この場所は、鴨方中学校の北側約200メートルぐらいのところにあります。譲り受け人の土地がこの土地の周りにありまして、今現在この議案に出ている土地もこの譲り受け人が耕作しております。譲り渡し人のほうのご主人の代から譲渡せにゃいけんのじゃというようなことをずっと言われとって、再三お話をされとったようですけど、なかなか承諾をもらえなかったのが、ここでオーケーが出たというようなことから譲渡になったみたいです。別に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、694番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、698番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。番号698、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積957平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町小坂西、39歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町小坂西、56歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、西山委員、補足説明をお願いします。

委 員 西山です。

場所は扶桑薬品の山の北側、新幹線が通っているすぐ北側です。所有者は、実際には市外に住んでおります。耕作もできないということでしたが、このたびうまく話がまとまったみたいで、別に問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、698番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、703番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼します。番号703の1、土地の所在地、金光町佐方。地目、畑。面積404平方メートル。

番号703の2、土地の所在地、金光町佐方。地目、畑。面積298平方メートル。

番号703の3、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積907平方メートル。

番号703の4、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積128平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市玉島柏台、46歳、建設業兼農業。譲り渡し人は、倉敷市玉島阿賀崎、55歳、会社役員兼農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらの場所は、先ほどのアサヒメッシュのほうのちょっと北側にある佐方霊苑のすぐ北側です。この場所付近の土地を現在は譲渡人と譲受人がそれぞれで所有していますが、このたび譲受人が一括して今後は管理するとのこと。現況が畑の中に一部資材が置かれており、農地としてうまく利用ができておりません。ゆくゆくは資材置場にするんでしょうが、それまでは畑として利用するよう伝えてあります。事務局からも畑としてきちんと利用するよう指導をしているとのこと。ほとんど利用されてなかった土地なんで有効活用は仕方ないですが、正しい手続きを進めていくよう指導を徹底していきます。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、703番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について、686番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。

議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について。平成31年3月14日提出。

番号686の1、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積703平方メー

トル。

番号686の2、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積434平方メートル。

申請人は、鴨方町六条院中、60歳、会社員。転用目的は、太陽光パネルの設置です。施設の概要は、太陽光パネル6基、パネル294枚、出力72.03キロワットです。農地区分は第2種であり、当該事業の目的を達成できるほかの土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議長

同じく、次にまた私のところなんで補足説明をさせていただきます。

場所は、2号線横の岡山自動車大学の北約100メートルの場所に位置しております。申請人のほうですが、会社勤めを現在しておりまして、父親がずっと前に、何十年も前に耕作をしておりましたが、もうできなくなり親戚の人に耕作を依頼しておりました。その人も高齢になりまして、もう農業もできないということです。荒らすわけにもいかないので、太陽光パネルを設置して有効活用したいということでございました。別に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、686番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、683番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼します。議案書は5ページになります。

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成31年3月14日提出。

番号683、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積294平方メートル。

譲り受け人は、岡山市北区奉還町、43歳、自営業。譲り渡し人は、苫田郡鏡野町奥津、64歳、自営業。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、駐車場12台分です。農地区分は、第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議長 これも私の担当の地区ですので、ご説明をさせていただきます。

場所につきましては、鴨方のエディオンという電器屋がありますが、そのすぐ西に位置をしております。譲り渡し人の実家はすぐその近くにございまして、現在は苫田郡のほうへ住居を移しております。なかなかこの土地について管理できないということで譲り受け人のほうが購入し、そこを有料の駐車場にするということでございます。現在はきれいに草も刈られまして、畑というより草地。でも、きれいに草は刈られておりますが、芝生状態のような感じでございまして、別に問題はないと思います。よろしくご審議のほうをお願いします。

ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、683番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、696番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 番号696、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積868平方メートル。

譲り受け人は、尾道市土堂、ドライブイン経営業者。譲り渡し人は、鴨方町六条院中、73歳、農業。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、駐車場13台分。施工面積は160平方メートルです。農地区分は第2種であり、当該事業の目的を達成できるほかの土地がありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議長 次に、11番渡辺委員、補足説明をお願いいたします。

委員 11番渡辺です。

この案件の場所につきましては、国道2号線沿いの鴨方ドライブイン、ケイコーポレーションのすぐ南側に隣接した土地でございます。駐車場に使用したいということで、土木委員、水利委員の方の承諾もつけており問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、696番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、699番と700番の件について関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

番号699、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積365平方メートル。

番号700、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積188平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町深田、不動産業者。譲り渡し人は、苫田郡鏡野町、64歳、自営業。転用目的は、建て売り住宅です。施設の概要は、居宅及びカーポート2棟です。建築面積は、いずれも50.72平方メートル。建蔽率は24.2%と、もう一棟は27%です。構造は、いずれも木造2階建て瓦ぶきです。農地区分は、第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 これも私に関係ありますので、ご説明をさせていただきます。

場所につきましては、先ほどの683番の件と同じ、エディオンの南の位置に当たります。683と同じようになかなか管理ができないということで、譲り受け人が購入したものです。別に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明いたしました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、699番と700番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、704番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

番号704の1、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積169平方メートル。

番号704の2、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積70平方メートル。

譲り受け人は、金光町佐方、37歳、会社員。譲り渡し人は、埼玉県川越市岸町、80歳、無職。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、木造2階建てガルバリウム鋼板ぶき。建蔽率は28.1%です。農地区分は第2種であり、当該事業の目的を達成できるほかの土地がありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委 員 場所は、ゴルフの打ちっ放し、柵池の北100メートルに農免道があります。それから、170メートルぐらいのこの道路べりにあります。何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、704番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、705番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号705の1、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積234平方メートル。

番号705の2、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積5.28平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市連島2丁目、26歳、会社員。譲り渡し人は、埼玉県川越市岸町、80歳、無職。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、木造2階建てガルバリウム鋼板ぶき。建蔽率は37.1%です。農地区分は第2種であり、当該事業の目的を達成できるほかの土地がありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いいたします。

委 員 今さっき説明した、ちょうど隣でございます。なんら問題ありません。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、605番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第11号農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案書は6ページになります。

議案第11号農用地利用集積計画について。平成31年3月14日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号74から101番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は1

5名です。更新件数が27件で、新規件数が27件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が4件、3年以上6年未満が31件、6年以上10年未満が4件、10年以上が16件です。地目別設定面積は、田3万5,517平方メートル、畑1万309平方メートル、計4万5,826平方メートルです。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第5号農地法第5条の規定による農地転用届出について、695番の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書は12ページになります。

報告第5号農地法第5条の規定による農地転用届出について（所有権移転）。平成31年3月14日提出。

番号695の1、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積779平方メートル。

番号695の2、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積878平方メートル。

譲り受け人は、総社市清音柿木、不動産業者。譲り渡し人は、金光町占見、94歳、無職ほか3名。転用目的は、分譲宅地です。施設の概要は、分譲住宅8区画、進入路及び水路です。農地区分は、第2種です。提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題ありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いいたします。

委員 場所は、公立金光中学校、北東へ約120メートルのところでありまして、付近は全部新しい住宅地ばかりで何も問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

続きまして、報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知について、事務局から説明願います。

事務局 議案書は13ページになります。

報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。

番号678、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積925平方メートル。

ル。

借り受け人は、金光町占見新田、51歳、保育士。貸出人は、金光町占見新田、73歳、無職。合意年月日は平成31年1月25日、引き渡し年月日は、平成31年1月27日です。

番号679、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積1,001平方メートル。

借り受け人は、金光町占見、78歳、無職。貸出人は、金光町占見、66歳、パート。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年1月26日です。

番号680の1、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積943平方メートル。

番号680の2、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積613平方メートル。

借り受け人は、里庄町新庄、42歳、会社員。貸出人は、鴨方町六条院西、52歳、会社員。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年1月30日です。

番号685、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積744平方メートル。

借り受け人は、鴨方町六条院西、71歳、農業。貸出人は、埼玉県さいたま市桜区、70歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年2月1日です。

番号687の1、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積819平方メートル。

番号687の2、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積125平方メートル。

番号687の3、土地の所在地、金光町須恵。登記地目、田。現況地目、畑。面積340平方メートル。

借り受け人は、金光町大谷、76歳、無職。貸出人は、金光町須恵、86歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年2月6日です。

番号688、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積290平方メートル。

借り受け人は、鴨方町本庄、71歳、無職。貸出人は、鴨方町本庄、76歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年1月25日です。

番号689、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積201平方メートル。

借り受け人は、鴨方町本庄、69歳、無職。貸出人は、鴨方町本庄、76歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年1月10日です。

番号690、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積571平方メートル。

借り受け人は、鴨方町本庄、77歳、無職。貸出人は、鴨方町本庄、76歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年1月20日です。

番号697、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積957平方メートル。

借り受け人は、鴨方町小坂西、90歳、無職。貸出人は、鴨方町小坂西、56歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は、平成31年2月15日です。

以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 　　続きまして、報告第7号利用目的の変更届について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 　　議案書は14ページになります。

事務局 　　報告第7号利用目的の変更届について。

事務局 　　番号677、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積1,277平方メートル。

事務局 　　申請人は、鴨方町鴨方、71歳、農業。変更理由は、田から畑に変更するため、80センチの盛り土をするものです。

事務局 　　番号701の1、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積916平方メートル。

事務局 　　番号701の2、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積489平方メートル。

事務局 　　申請人は、金光町占見、75歳、自営業兼農業。変更理由は、田から畑に変更するため、40センチの盛り土をするものです。

事務局 　　番号702、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積329平方メートル。

事務局 　　申請人は、金光町占見、39歳、自営業兼農業。変更理由は、田から畑に変更するため、150センチの盛り土をするものです。

事務局 　　いずれの案件も、提出書類により審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。

議長 　　以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 　　日程第5、その他に移ります。

事務局 　　事務局から報告等がありましたら、お願いをいたします。

事務局 　　失礼します。その他について4件ご報告いたします。

事務局 　　1件目、山本直恵委員の後任について。

事務局 　　2件目、農業委員の応募状況について。

事務局 　　3件目、農業委員会の活動に関する法律勉強会について。

事務局 　　4件目、次回の農業委員会について。

事務局 　　日時は4月15日月曜日、午後1時30分から。場所は、ここではなくて前の市役所3階の第1会議室になります。もうここではありませんので、よろしく申し上げます。

議長 　　以上です。

議 長 その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。
 お願いします、渡辺委員どうぞ。

委 員 金光町のことなんですけど、線引き廃止の話聞いたんですけど、どこがどう変わる
 んです。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 金光町の都市計画の再編に伴いまして、いわゆる線引きがなくなって、市街化区
 域、市街化調整区域という設定がなくなります。一言でいうと、農業委員会に関係す
 ることであると、市街化区域の転用は、この議案の12ページを見ていただくと、農
 地転用届け出になっております。これが市街化区域だから申請じゃなくて届け出でい
 いということになっていますが、市街化区域という設定がなくなれば、鴨方や寄島と
 か調整区域と同じで、許可申請という扱いになります。そして、市街化区域の田畑に
 ついては利用権設定ができませんが、これも先ほどの市街化区域というものがなくな
 れば、旧市街化区域の田畑でも利用権設定が可能になるという変更があります。この
 変更は、2020年4月1日からです。

議 長 その件でほかに何かよろしいですか。

委 員 いや、大丈夫です。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

委 員 なし声

議 長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。どうもご苦労さま
 でした。

閉会（午後2時19分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩